

墨田区特別工業地区建築条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（第2種特別工業地区内の建築制限）</p> <p>第5条 第2種特別工業地区内においては、別表第2に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途の変更（動力の新設又は増設により、原動機の出力の制限を超える場合又は作業場の床面積の増加により、床面積の制限を超える場合を含む。次条第1項において同じ。）をしてはならない。ただし、区長が<u>付近の住居</u>の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>（既存建築物に対する制限の緩和）</p> <p>第6条 法第3条第2項の規定により第4条又は前条の規定の適用を受けない建築物については、次に掲げる範囲内において増築し、改築し、又はその用途の変更をすることができる。</p> <p>増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第4条又は前条の規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定並びに法第68条の2第1項の規定による<u>条例の政令第136条の2の5第1項第2号及び第3号の制限を定めた規定に適合</u>すること。</p> <p>・ [略]</p> <p>2 前条の規定に適合しない事由が原動機の</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第5条 第2種特別工業地区内においては、別表第2に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途の変更（動力の新設又は増設により、原動機の出力の制限を超える場合又は作業場の床面積の増加により、床面積の制限を超える場合を含む。次条第1項において同じ。）をしてはならない。ただし、区長が<u>付近住居</u>の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により引き続き第4条又は前条の規定（それらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）及び建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が、基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第8項まで及び法第53条の規定並びに法第68条の2第1項の規定に<u>基づく</u>条例の政令第136条の2の4第1項第2号及び第3号の制限を定めた規定に適合すること。</p> <p>・ [略]</p> <p>2 前条の規定に適合しない事由が原動機の</p>

出力によるものにあつては、基準時以後において、増加することができる原動機の出力の合計（数回にわたつて増加する場合にあつては、これらの合計）は、基準時における原動機の出力の合計の5分の1を超えてはならない。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

〔略〕

第6条第1項第1号の規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）

別表第1

次に掲げる事業を営む工場

1 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、エタノール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

2～4 〔略〕

5 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、酢酸、石炭酸又はクローム化合物の製造

6～12 〔略〕

13 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造

出力によるものにあつては、基準時以後において、増加できる原動機の出力の合計（数回にわたつて増加する場合にあつては、これらの合計）は、基準時における原動機の出力の合計の5分の1を超えてはならない。

〔同左〕

第8条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

〔略〕

第6条第1項第1号の規定に違反した場合におけるその建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物又は建築設備の工事施工者）

別表第1

次に掲げる事業を営む工場

1 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄燐、赤燐、硫化燐、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、二硫化炭素、メタノール、エタノール、エーテル、アセトン、酢酸エステル類、ニトロセルローズ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造

2～4 〔略〕

5 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、グリセリン、酢酸、石炭酸又はクローム化合物の製造

6～12 〔略〕

13 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造

別表第2

- 1 〔略〕
- 2 次に掲げる事業を営む工場
ア~ウ 〔略〕
エ 練炭の製造
オ~キ 〔略〕
- 3 〔略〕

別表第2

- 1 〔略〕
- 2 〔同左〕
ア~ウ 〔略〕
エ れん炭の製造
オ~キ 〔略〕
- 3 〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

建築基準法施行令の一部改正新旧対照表（抄）

改 正 後	改 正 前
<p><u>（建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さの算定）</u> 第136条の2の4 法第67条の2第6項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の算定の基礎となる次の各号に掲げる長さの算定方法は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>― <u>防災都市計画施設に面する部分の長さ</u> <u>建築物の周囲の地面に接する外壁又はこれに代わる柱の面で囲まれた部分の水平投影の防災都市計画施設に面する長さ</u> <u>による。</u></p> <p>― <u>敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さ</u> <u>敷地の防災都市計画施設に接する部分の水平投影の長さによる。</u></p> <p>2. 法第67条の2第6項に規定する建築物の高さの算定については、<u>建築物の防災都市計画施設に面する方向の鉛直投影の各部分（同項に規定する建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の防災都市計画施設と敷地との境界線からの高さによる。</u> （地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> <p><u>第136条の2の5 法第68条の2第1項の規定に基づく条例による制限は、次の各号に掲げる事項で地区計画等の内容として定められたものについて、それぞれ当該各号に適合するものでなければならない。</u> 〔略〕 <u>建築物の容積率の最高限度 10分の5以上の数値であること。</u> ~ 〔略〕 <u>建築物の構造に関する防火上必要な制限 次に掲げるものであること。</u> イ 〔略〕 ロ <u>防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）に関して、次の</u></p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p><u>第136条の2の4</u> 〔同左〕</p> <p>〔略〕 〔同左〕</p> <p>~ 〔略〕 〔同左〕</p> <p>イ 〔略〕 ロ <u>防災街区整備地区整備計画の区域内に存する建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）に関して、次の</u></p>

に掲げる構造としなければならないとされるものであること又は耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物については次の 及び に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

— 耐火建築物又は準耐火建築物であること。

〔略〕

〔略〕

～ 〔略〕

2 ～ 1 1 〔略〕

及び に掲げる構造としなければならないとされるものであること。

— 〔同左〕

〔略〕

～ 〔略〕

2 ～ 1 1 〔略〕

【施行期日】平成15年12月19日